

# 新潟県公民館月報

昭和33年5月1日(毎月1回1日発行)  
 発行所 新潟県公民館連絡協議会  
 (新潟市寄居町・越後自治会館内)  
 発行人 丸山直一郎  
 (定価 一部 六円)  
 五月号 (63号)

## 評議員会は四月二十五日

### 第五回 理事会にて諸案を協議

第三十三年度第一回評議員会は、いよいよ四月二十五日、愛宕市において開催されることに決定したが、昭和三十一年度一般会計決算案、昭和三十一年度特別会計決算案、昭和三十一年度予算案、新年度事業計画案、法改正についての運動方針針俵討など、が主なる議題となっている。

## 丸山会長より

### 全公連評議員会の報告

第五回理事会は、三月十七日、県立図書館にて開催されたが、丸山会長より、二月六日、衆議院第三議員会館にて開催された全公連評議員会の報告、ならびに協議が次のように行われた。

一、報告  
 イ、昭和三十三年度分担金は均等割 五〇％  
 人口割 二五％  
 公民館数 二五％

二、協議  
 第一方規出版社内、暫定的にお  
 六月三、四、五日、米子市  
 十月十五日、六、七日、八幡市  
 ト、月刊公民館復刊  
 二年契約で、第一法規にまかせ  
 る。一部五〇円程度。

「一、単行法実現推進」の再検討  
 単行法が出現して、かえって、  
 国にしろはほしくないか。現法一  
 部改正を漸次積上げ、将来、それ  
 を単行法へ持っていくべきではな  
 いか。全公連理事会でも単行法を  
 主張する人はほとんどいないか  
 ら、やはり文部省と一体になって  
 運動すべきでは  
 ないかなどの意  
 見が出たが評議  
 員会を検討して  
 もらうこと。

ロ、理事会の

## 十一時より開会 長岡商工会議所にて

第六回理事会は、四月十七日柳水閣で開催された  
 昭和三十一年度一般会計決算案  
 特別会計決算案  
 第三十三年度予算案  
 事業計画案

を協議した後評議員会を四月二十五日、長岡商工会議所にて開催することとした。  
 なお理事会は今後附属で開催されることになった

在り方  
 幹事会に出た声を反映し、各公  
 民館活動を側面より支援できる体  
 勢を充実すべきではないか。これ  
 を更に理事会で研究する。  
 ハ、關東甲信越静ブロック会議  
 佐渡で開催する準備をする事。  
 ニ、本年度共催分担金五〇万円  
 の使方は、県社会教育課長と  
 相談して定めること。

ホ、新幹線せんこうについて  
 再任は妨げないが、できるだけ  
 多くの人に「県公連と直接に話し  
 合える機会を与え、共にべんぎょ  
 うしてもらいたい」という発定当  
 時の趣旨を尊重してもらおうこと。



(写真は公民館職員講習会)

公民館をめぐる諸問題	P 2・3
公民館を斬る	P 3
職員は何を為すべきか(ベネル)	P 4
概観からみた県内公民館の現状	P 5
視聴覚教育の課題(1)	P 6
第七回全国公民館大会要項	P 7
第五回全国都市公民館大会要項	P 7

## 全国公民館大会は

六月に変更された

この月報の第七頁掲載してあり開催されることになったが、このとおり、全国公民館大会は、米れまで五月二十八、二十九、三十子市中央公会堂(米子市角殿町)の三日目であると伝えられていたを会場とし、六月二日(火)四日(木)ものであるから、間違わないよう(水)五日(木)の三日間にわたりにせられた。(事務局)

## 受講者は五十四名

### 職員講習会終る

県教委、県公連主催、柏崎市教  
 委後援の職員講習会は、鯉波海岸  
 ホテルにおいて、受講者五十四名  
 の参加のもとに、三月二十五日午  
 後一時から翌二十六日正午まで、  
 熱心に続けられた。

酒煙と講師は次のとおりである。  
 第一日 午後一時半—三時半  
 「公民館を斬る」  
 新潟日報 本間 欣嗣氏  
 四時—六時

「公民館職員は何を為すべき  
 か」 ベネル氏  
 安城町 松田 吉俊氏  
 七時—九時半  
 「視聴覚教材の活用について」  
 県社教課 佐藤 嘉市氏  
 第二日 午前九時—十二時  
 「公民館をめぐる諸問題」  
 文部省 馬場 常彦氏  
 十一時十五分—十二時三〇分  
 「県公連の現状について」  
 県公連理事 小杉誠次郎氏

# 窓をあけて常に新風を

## 公民館をめぐる諸問題

文部省社会教育施設主任官補佐

馬場 常彦 氏

### 一、公民館は

#### 何をするとところか

#### ○その在り方

公民館の在り方についてわれわれが考えてみなければならぬことは、公民館の

#### 1 教育性 生活性

といふことである。かつてもそうであったが、今でも、この二つについての考え方は変わらない。

文部省、農林省、自治庁に關係があり、當然地域の諸行政部門の調整するところであるという考え方があった。つまり教育、福祉、勸業の事業を行い、それによって地域の振興に努めるといふ考え方があった。これは、教育と生活を並列させる考え方に拠ったものである。

しかし、現在、社会教育法には事業は二元的にされている。教育に関する事業のみが挙げられているのである。これは、教育が生活の中に埋もれていく危険がある。教育性というものが、全然考えられなくなりがちだ。現にそう

私は、やはりそうした中にも教育性というものを確立されねばならないと考える。

「生活の中から教育が生まれ、教育が新しい生活を生む」ということが、たえず、いつまでも繰り返されて行かなくてはならない。

地域の課題というものは、どこにもあるが、総力を挙げて解決すべきであって、これは教育面だけからしか解決されるというものではない。他の行政と結びついて始めて可能である。

今年度表彰された愛媛県山縣村公民館は、全村を挙げて生産振興に努めている。表面的にみると、村長の行政と公民館活動が一本になって、けじめがつかないの

ものが、公民館の事業に挙げられており、それが村の生産の高揚に効果を挙げていることがわかった。表彰されるに至った。つまり教育と生活が一体になったので、一貫はつきり認められなかったのである。

このように、生活性と教育性が一体となって両者がはつきりしないとなりが、むしろ理想的な公民館ともいえるのではなからうか

公民館活動の境界というところが時々問題になるが、生活性と教育性を考えてみる必要がある。新村建設、新農村建設運動にしても産業振興には、産業教育計画というものが必要になってくる。お寺、学校は、かつてコミニ

「弾力性」といふことが求められる。これは、教育機関としての公民館としては少しおかしいのではないかと、といふことで二年ばかり

市町村の他機関、他団体がどういふことをやっているか注意して、自館のやらねばならぬことを検討する必要があります。

文化は社会の礎に基いておこるが、他機関はこんなサービスを

テイセンターの使命をもつていたそれが固定化したとて、魅力は失ってしまったとされる。地域の必須性に応じて変化してゆき、弾力性を失わないと云ふに、生命を枯らさせないものがある。窓をつねに開けて、村の新風を吹き入れておかねばならない。



むか「エドワ(固定観念)をすてて物を見よ」と言った思想家がいるが「公民館はこうするところだ」と決めてかかるのは、動脈硬化に陥り、事業も固定化する。公民館は生れてからまた十才である

しているか。時代はどう動いているか。他の運動はどう進んでいるか。他を参照して、自分のサービスを修正して行くべきだ。決して、公民館だけが指導言しているのではない。一方で協力していかねばならないのである。公民館は決して唯一の中心ではない。特に市

部においてはそうだが、町村におろか判断ぬ」といふところを居所

るから、革命的には、そんなことを考えられないが。

### 3 奉仕性

#### (サービスについて)

公民館は決して身命、命令をかける機関ではなく、公益性をもった指導性を持つものでなければならぬ。

「思想、理論を伝達すること、教育は成立しない。雰囲気や教育的効果を高めるに役立つ」といわれている。社会的奉仕というもので、雰囲気は、変るのである文化的雰囲気の中から民主的なものが生れる。指導者の姿勢を、そういう考え方で裏付けておく必要がある。そして、公民館の扉をあけて往民を待たねばならない。

クルト・レウンは「ドイツは罪を許して人を待たせる事に権威を感じている」と言ったことがあるが、公民館の建物も、人も、みんなサービスのためのものなのである。

人間形成の場であると考えられるか。他の運動はどう進んでいるか。他を参照して、自分のサービスを修正して行くべきだ。決して、公民館だけが指導言しているのではない。一方で協力していかねばならないのである。公民館は決して唯一の中心ではない。特に市

部においてはそうだが、町村におろか判断ぬ」といふところを居所

るから、革命的には、そんなことを考えられないが。

## 二、現法の改正諸意見

### ホ、施設補助

これについては、単行法運動ともからんで、いろいろの声が出されている。次のような点についてである。

イ、公民館の目的、性格をはっきりせよ。

ロ、義務施設にしたらどうか。(これは、反対の声も無い)

ハ、分館を規定せよ。

ニ、職員の資格、主事の必置(資格は定めないので、主事は必置にしたい)

これについては、単行法運動ともからんで、いろいろの声が出されている。次のような点についてである。

## 三、財政面の現状は

### どうなっているか

#### 1 社会教育費の現状

公民館費は漸次増加している。昭和十七年 三億 二八〇〇〇 昭和十八年 三億 二九〇〇〇 昭和十九年 三億 三〇〇〇〇 昭和二十年 三億 三二〇〇〇 昭和二十一年 三億 三三〇〇〇 昭和二十二年 三億 三四〇〇〇 昭和二十三年 三億 三五〇〇〇 昭和二十四年 三億 三六〇〇〇 昭和二十五年 三億 三七〇〇〇 昭和二十六年 三億 三八〇〇〇 昭和二十七年 三億 三九〇〇〇 昭和二十八年 三億 四〇〇〇〇 昭和二十九年 三億 四一〇〇〇 昭和三十年 三億 四二〇〇〇 昭和三十一年 三億 四三〇〇〇 昭和三十二年 三億 四四〇〇〇 昭和三十三年 三億 四五〇〇〇 昭和三十四年 三億 四六〇〇〇 昭和三十五年 三億 四七〇〇〇 昭和三十六年 三億 四八〇〇〇 昭和三十七年 三億 四九〇〇〇 昭和三十八年 三億 五〇〇〇〇 昭和三十九年 三億 五一〇〇〇 昭和四十年 三億 五二〇〇〇 昭和四十一年 三億 五三〇〇〇 昭和四十二年 三億 五四〇〇〇 昭和四十三年 三億 五五〇〇〇 昭和四十四年 三億 五六〇〇〇 昭和四十五年 三億 五七〇〇〇 昭和四十六年 三億 五八〇〇〇 昭和四十七年 三億 五九〇〇〇 昭和四十八年 三億 六〇〇〇〇 昭和四十九年 三億 六一〇〇〇〇 昭和五十年 三億 六二〇〇〇〇 昭和五十一年 三億 六三〇〇〇〇 昭和五十二年 三億 六四〇〇〇〇 昭和五十三年 三億 六五〇〇〇〇 昭和五十四年 三億 六六〇〇〇〇 昭和五十五年 三億 六七〇〇〇〇 昭和五十六年 三億 六八〇〇〇〇 昭和五十七年 三億 六九〇〇〇〇 昭和五十八年 三億 七〇〇〇〇〇 昭和五十九年 三億 七一〇〇〇〇 昭和六十年 三億 七二〇〇〇〇 昭和六十一年 三億 七三〇〇〇〇 昭和六十二年 三億 七四〇〇〇〇 昭和六十三年 三億 七五〇〇〇〇 昭和六十四年 三億 七六〇〇〇〇 昭和六十五年 三億 七七〇〇〇〇 昭和六十六年 三億 七八〇〇〇〇 昭和六十七年 三億 七九〇〇〇〇 昭和六十八年 三億 八〇〇〇〇〇 昭和六十九年 三億 八一〇〇〇〇 昭和七十年 三億 八二〇〇〇〇 昭和七十一年 三億 八三〇〇〇〇 昭和七十二年 三億 八四〇〇〇〇 昭和七十三年 三億 八五〇〇〇〇 昭和七十四年 三億 八六〇〇〇〇 昭和七十五年 三億 八七〇〇〇〇 昭和七十六年 三億 八八〇〇〇〇 昭和七十七年 三億 八九〇〇〇〇 昭和七十八年 三億 九〇〇〇〇〇 昭和七十九年 三億 九一〇〇〇〇 昭和八十年 三億 九二〇〇〇〇 昭和八十一年 三億 九三〇〇〇〇 昭和八十二年 三億 九四〇〇〇〇 昭和八十三年 三億 九五〇〇〇〇 昭和八十四年 三億 九六〇〇〇〇 昭和八十五年 三億 九七〇〇〇〇 昭和八十六年 三億 九八〇〇〇〇 昭和八十七年 三億 九九〇〇〇〇 昭和八十八年 三億 一億 〇〇〇〇〇 昭和八十九年 三億 一億 〇一〇〇〇〇 昭和九十年 三億 一億 〇二〇〇〇〇 昭和九十一年 三億 一億 〇三〇〇〇〇 昭和九十二年 三億 一億 〇四〇〇〇〇 昭和九十三年 三億 一億 〇五〇〇〇〇 昭和九十四年 三億 一億 〇六〇〇〇〇 昭和九十五年 三億 一億 〇七〇〇〇〇 昭和九十六年 三億 一億 〇八〇〇〇〇 昭和九十七年 三億 一億 〇九〇〇〇〇 昭和九十八年 三億 一億 一〇〇〇〇〇 昭和九十九年 三億 一億 一〇一〇〇〇〇 昭和百一年 三億 一億 一〇二〇〇〇〇 昭和百二年 三億 一億 一〇三〇〇〇〇 昭和百三年 三億 一億 一〇四〇〇〇〇 昭和百四年 三億 一億 一〇五〇〇〇〇 昭和百五年 三億 一億 一〇六〇〇〇〇 昭和百六年 三億 一億 一〇七〇〇〇〇 昭和百七年 三億 一億 一〇八〇〇〇〇 昭和百八年 三億 一億 一〇九〇〇〇〇 昭和百十九年 三億 一億 一億 〇〇〇〇〇

新潟県は人口一人当り七十四円で、全国で六位であるが、二十九年、三十年も七十四円と変わらないのは、全国の現象と見比べて、特異な点である。

第四図における市町村の九四・八％は、三十五億であり、しかもこのうちの二十四億は、地方交付税である。六十八％に当る。

そこで、公民館の財政を考える時、当然、地方交付税に関心を持たねばならない。三十二年度の交付税については、自治庁は「人口十万人の市には、公民館が一つ、職員四人、予算は一七六万円」と見れば良いと考え、これを根拠にした。しかし、文部省の調査で



# 職員は何を為すべきか

## パネル・デスカッション

司会 松南吉俊氏(安塚町公民館)

講師 本・而朗氏(阿津吉井公民館)

伊藤茂治氏(関川村公民館)

小杉誠太郎氏(付田公民館)

高橋竹二氏(出雲崎西郷公民館)

木下 社会教育は独立してあるものではないから、学校の教職員の方々と月一回は話し合いをして

館長以下担当者も心算ができていない。信念を持つべきだ。そして自分で責任を持つと同時に、住民にも責任を持たせよう。やりっぱなしは困る。

公民館は住民のもので、役員のものではない。公民館というものをよく知らせる。

事業は、日常生活に直結し、プラスになるものをやるべきだ。歪みもって集れという、みんな私も十年やって来たが、飾りもの。理想論ばかり言っているのもあるいは、それに近いことか

経費がないから仕事はできない。というのは、自分が無能だからだ

伊藤 「一人が百歩、よりも、百人が一歩」と考えている。十年たつても「まず公民館を理

解してもらおう」と言っている

職員二人きりで、人口二万三千の地域内の各部落、各団体に、つちまけては行けない。それで最も集まりやすいヤカサを持ちだして考えている。今年度は、それにとっ組みたい。

小杉 運営委員は、ただ館長の出したものを承認するのではなく、住民の声を聴いて反映させる姿勢を出したい。私のところでは、平均年齢は八人と若かった。予算が少いというので、気が

住民から出て来たので、この問題だ。教えてやる、教えられるという二つの意識に互いが立っている。公民館活動は押進される。

私に決して満足しているわけがない。私はすでに在職七年になるが、住民から理解してもらえないままに

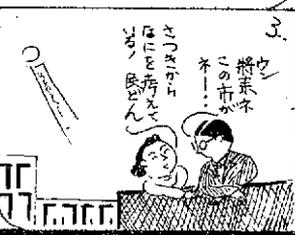
なれば、指導者意識を持ちたいと出発した。役割はあ

るが、現在の施設は、これ以上うにしようした

施設が欲要だという声が出るようになれば、より立派な施設ができて

ると信じている。職員一人の力には限界がある。どうして住民から支持されなければならない。事務的、同僚

職員一人の力には限界がある。どうして住民から支持されなければならない。事務的、同僚



「農民はなかなか口をきかないとくに皆だ」と言っている月給取りには... 村長でも、学校の先生でも同じことだ、尊敬と恭敬、卑屈と服従。そんなものが入り交った態度である。」

農村の読書運動 浪江 啓著 経験からいじめた言葉にはなにか打たれるものがある。それは真実がこもっているから

農村の読書運動 浪江 啓著 経験からいじめた言葉にはなにか打たれるものがある。それは真実がこもっているから

農村の読書運動 浪江 啓著 経験からいじめた言葉にはなにか打たれるものがある。それは真実がこもっているから

農村の読書運動 浪江 啓著 経験からいじめた言葉にはなにか打たれるものがある。それは真実がこもっているから

# 県内公民館報の現状

## 概覧統計よりみたもの

(ここでは

内容などにはふれぬ)

広報活動も公民館事業のうちで活発にとりあげられているものの一つである。その手段としては、館報、掲示板(ポスター)、回覧板、有線放送、映画幻灯スライド等があるが、ここでは公民館概覧(三十二年五月一日現在)に記載されている館報についてのぞいてみることにした。従って中には、その後休刊となったものもあつて、その他要覧のあるものもあることを諒承されたい。なおこの館報を詳細に調べてみると、純然たる館報即ち市町村報とは個別に発行されているものと、市町村報たる性格も加味されて、公民館が編集発行を担当しているものがある。

ここでは市町村報が別にあるかないかを区別せずに記述した。

### 館報の予算はどれ位か

見附市	三六八、〇〇〇円
新潟市	三六〇、〇〇〇円
東蒲原郡	二〇〇、〇〇〇円
北魚沼郡	二六四、〇〇〇円
西蒲原郡	二六二、〇〇〇円
北蒲原郡	二六二、〇〇〇円
北魚沼市	二五〇、〇〇〇円
北蒲原市	二五〇、〇〇〇円
北蒲原町	二五〇、〇〇〇円
北蒲原町	二五〇、〇〇〇円

### 発行部数の多いところ

小千谷市	一、〇〇〇部
直江津市	八、五〇〇部
加茂市	七、五〇〇部
見附市中央	七、二〇〇部
村上市	七、〇〇〇部
新井市	六、八〇〇部
五泉市	六、六〇〇部
三島町	二、三三〇部
五泉市	一、一七〇部
北魚沼市	一、〇〇〇部
西蒲原市	一、〇〇〇部
岩船山北村	三〇五、〇〇〇部
長岡市日越	一〇二、〇〇〇部
板倉村、清里村、豊栄村	一〇〇、〇〇〇部

### 発行回数は別表のとおりで、最も長岡市日越の三〇回であり、最低は年一回というのが二館ある

発行回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	24	30	
回数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

### 発行は何回位か

年間発行回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	24	30
回数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

45館 (29%)  
103回 (85%)

### 発行されている

### 館報の数

館報を発行している公民館数は二五八館である。県下には二四八の公民館があるから六四%に当る訳である。創刊の年をみると別表の通りで、大体平均して十二・七館が創刊して来ているが、多い年が昭和三十年の三五館、二十五年の二十二館となっている。何故多くなっているのかは、この統計では判らぬ。

創刊の年	館数
昭和22年中	3館
23	1
24	12
25	22
26	12
27	16
28	17
29	12
30	35
31	13
32	12
不詳	3
計	158

### 発行部数の多いところ

次に発行部数であるが、最低は二〇〇部(四館)、最高は一万三千部(真平町)で、〇四二部となっている。発行部数の多い方から挙げてみる。

新潟市	二、三〇〇部
西蒲原郡	一、〇〇〇部
新井市	六、八〇〇部
五泉市	六、六〇〇部
小千谷市	一、〇〇〇部
直江津市	八、五〇〇部
加茂市	七、五〇〇部
見附市中央	七、二〇〇部
村上市	七、〇〇〇部
新井市	六、八〇〇部
五泉市	六、六〇〇部

### 型及び印刷の種類は

型は大別すると、タイプロイド版とB5版製版(半紙版)である。タイプロイド版製版を建てる

4頁建	21館
2頁建	35館
6頁建	4館
2~6頁	4館
4~6頁	1館
計	65館

タイプロイドの二百建が半分以上を示している。

次にB5版製版をみると、印刷の種類は大部分が活版印刷で、その数は次表のとおりである

活版印刷	117館
謄写印刷	38館
活版併用	1
不詳	4
計	158

2頁建	5
4頁建	7
6頁建	1
8頁建	1
計	14

2頁建	4館
4頁建	36
6頁建	7
8頁建	14
4~6頁	2
6~10頁	1
12~30頁	1
60頁	1
計	66館

### むすび

以上公民館概覧によつて集計した結果であるが「現状」というには不十分である。即ち発行している館報がどのようなスタッフでやられているか、その出来はどうであるか(割付、編集、見出し、内容)またはその配布状況、等が記述されていないし、また発行していない公民館は、どのような手段をとっているか、発行出来ない理由などに就いても論及せねばならないのである。ところが「概覧」には、そのような記述を付することなく、そのことを御留意願したい。

ることを承知されたい。次に半紙版製であるが、次表のとおりで、これは自家製の謄写版が大部分のようだ。

# 主題、明確の型も出始めた

## 利用の第一歩はさまざま

佐藤 社会教育では学校教育のり、いやな顔をしないで、とにかく場合と運って、教材を組織的、計く繞けてゆくということが、第一段階として必要だと願う。

これが進むと、自分業でフィルムを運ぶようになる。もっと話し合いをするに適當したフィルムがほしい。

ぜひほしいとなると、ライブラリーに対して少しづつだけの経費負担をしてもいいという気持ちが出てきた。

笑い話のようですが、バスセクションをしたら、しゃべることが苦痛だという段階の人の集りだっただから、次の集会に出にくく、人数が減る。調べてみると「わたわれは映画を見てためになることを知ればいいので、あとしゃべらされるのはとても嫌なさい」という。一年近く、そんなだった。

それが、十ヶ月間から、こちらが何も言わないうちに変わってきた。活発に話し合いが進む。このとき、文部省の有志光さんは、過去何ヶ月かの講習が出てくるので、やはり、指導者としないし、教材の適正な利用も出

吉津 新潟市では、見附市の場合と少し違う。というのは、対象を見ようとする主題のはっきりしの方々が、歩進んでいるといえる。とにかく集会に目的がある。たとえは子供のしつけの問題とか、政治的な関心を高めたいとか、そうければならぬ団体もある。

## 止めたい長期巡回映写

### 供給・利用のアンバランス

佐藤 生活と結合した問題を解決した素材は人々には「映画だかしようとする際、映画にその間からあんまり解決がつかないが、素直な態度で受け止めて、話題を広げたい」と逆にあきらめを強めたい。

# 視聴覚教育の課題(1)

これは新潟県教育月報二月号から抜き出し転載したものであるが(2)は次号による。

### 出席者

- 吉津新潟市社会教育主事 松本見附市中央公民館主事
- 相沢中越視聴覚ライブラリー主任
- 佐藤県社会教育主事

非常な役立つ可能性を持っているが、供給側の体勢が整っていないというところ、困っては、二週間に一回も十口もの屋敷を出しているものも少なくない。

松本 供給側の話としては、巡回形式で借り出しているところ、社会教育の映画は、安直なものがあつた。二週間も十口もの屋敷を出しているものも少なくない。

佐藤 巡回形式で借り出しているところ、社会教育の映画は、安直なものがあつた。二週間も十口もの屋敷を出しているものも少なくない。

最近、特に婦人の集会が多くなり、フィルム利用も増えて、このフィルムでなければという注文も出てくるし、必要なフィルムが手にはいらないという難題も出てくる。

佐藤 新しいフィルムを追いかけける傾向、これは一面が言える。社会教育の未熟さを露呈している。フィルムでなく、教育あつての映画教材でなく、映画をみたという考えが残っていることに相沢 長期巡回の問題について、中越ライブラリーでは、四日以上は出さないで、まあまあだが、新しいものを追いかける傾向には弱まっている。広い供給地域で、貧弱な在庫教材から進んだ使い

方に供給のシステムを合わせてくようにしている。しかし、社会教育の二つの特性が、一方でははつきりしたテーマでせむこのフィルムを、一方では、もの珍しさに新しいフィルムを追いかけるといふ無意味な供給バランスがある。これを無意味なく供給するのは、非常にむずかしい。社会教育関係者の映画の使い方の根本態度を、もう一度考え直さなければならない。

松本 それをどうにかすることは困難だ。低い人にはやはりその段階からゆつとゆかねばならないので、急ぎ急ぎの形をとるといふことになる。やりにくくなるのではない。

吉津 確かにそうだが、早くそうなるようにしたいということも思うが。

相沢 そうだ。

## あまり出さずな指導者の意図

### 嫁としゆうと一辺倒ではだめ

松本 よく多数の人が集って映画を見て、パチパチと拍手してよかったと帰ってゆくようなのが、公民館活動が盛んなと評価されが、五人しか集っていないと、へまが行って一踏ふすまの、大映写会が効果があり、見た目もいという風潮をなくしたい。

佐藤 婦人教育では、いつでもよめとゆととの他人関係が問題にされ、農業関係では、新しい農業技術の導入が問題にされる。このフィルムでなければ、と解決しない。よめとゆとの問題は解決しない。よめとゆとの問題は解決しない。

三月号 「清濁反応」 解答

解答例  
人は茶を飲む 蛇は人を呑む  
刷毛に毛があり 禿に毛がない  
行基は救い 兜鍪は殺す  
火事は半鐘 彌次は半鐘  
時は金なり 土器は土なり  
火気は火事を呼び 餓鬼は菓子を欲す  
証書は印紙 印章は淨書

西沢・青澤町 山田良彦  
中魚・川西町 中村良一様

人変化が起つたという感で、思った事がある。

一つは、映画をどうみるかという態度、見分け方、技術についてのこと。一つは、自分の生活態度をどうにかすること。一つは、映画から新しい知識を得たという満足感があるということ。指導者が「これは理科映画だから理科的知識を」とばかり考えても、受けとめる方は「刃物の働き」や「火を消す科学」よりも、ほっとして行くというように、全体の教育を高めるのが、ある一つの主題をねらうという態度、教材の選定をするようにすれば、各種のフィルムが平均して利用されることになると思う。

松本 映画を観た人が、そのか、しめられるべきではない。



